

交通災害共済制度が平成26年4月1日から変わります

▶交通災害共済会員加入資格の変更

共済の会員になることができる方は、本市の住民基本台帳に記録されている方となります。なお、就学などのために一時的に市外へ転出している方で、本市の住民基本台帳に記載されている方も会員になれます。

▶後遺障害見舞金の申請内容の一部変更

会員が交通事故により、または交通事故による受傷に起因して、当該事故発生の日の翌日から起算して2年以内に、身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級2級以上の障害に該当した場合は70万円支給し、5級以上3級以下の障害に該当した場合には60万円支給します。なお、請求期限は交通事故の翌日から起算して3年以内とします。

▶見舞金の引き上げ

種類	区分	改正前	改正後	
死亡見舞金		1,000,000円	1,200,000円	
後遺障害見舞金	身体障害者福祉法施行規則5級以上3級以下	600,000円	変更なし	
	身体障害者福祉法施行規則2級以上	600,000円	700,000円	
医療見舞金	治療日数	180日以上	130,000円	140,000円
		150日以上180日未満	100,000円	110,000円
		120日以上150日未満	80,000円	90,000円
		90日以上120日未満	60,000円	70,000円
		60日以上90日未満	45,000円	55,000円
		30日以上60日未満	30,000円	40,000円
		7日以上30日未満	20,000円	30,000円
		7日未満	14,000円	変更なし

※見舞金の限度額は120万円となります。

※改正後の見舞金の額は、平成26年4月1日以降事故に遭った場合に適用されます。それ以前に交通事故に遭った場合は、請求の日が平成26年4月1日以降でも改正前の見舞金の額になります。

▶問い合わせ 防災安全課交通担当(内線284)

「行田市定住促進基本計画」(素案)に対する市民意見募集を行います

市では、県内初となる「行田市定住促進基本条例」を平成25年3月に制定し、定住促進のための総合的な取り組みを本格的にスタートしました。本計画は、人口減少に歯止めをかけ、活力あふれる元気な行田の実現に向けた定住促進策を総合的かつ計画的に実施するため、同条例第7条に基づき策定するものです。

このたび、計画(素案)がまとまりましたので、市民の皆さんからの意見を募集します。

▼募集期間 11月5日(火)～12月4日(水)

▼閲覧場所 企画政策課、市ホームページ、市政情報コーナー

▼意見提出方法 住所、氏名、電話番号を記入の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市企画政策課【FAX】553-1355【Eメール】nikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp

▼問い合わせ 同課企画・改革担当(内線311)

特定外来生物などを放したり、植えたりしないでください

外来生物とは、もともといなかった地域に、人間の活動によって他の国や地域から入ってきた生物のことです。

この外来生物のうち、在来の生態系などへ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものを「特定外来生物」または「要注意外来生物」として指定しています。

市内でも、次に掲げる特定外来生物などが身近な場所を確認されています。在来の動植物の生息域を守るためにも、特定外来生物などは公園や河川などに放したり、植えたりしないようお願いいたします。

▼行田市内で確認された特定外来生物など(一部)

特定外来生物

- ・アライグマ
- ・カミツキガメ
- ・オオクチバス(俗称：ブラックバス)

要注外来生物

- ・オオキンケイギク(植物)
- ・ミシシッピアカミミガメ(俗称：ミドリガメ)
- ・アメリカザリガニ
- ・オオカナダモ(植物)

▼問い合わせ 都市計画課公園担当 ☎

550-1550

第2回行田市・鴻巣市・北本市 ごみ処理広域化協議会が開催されました

本協議会は、7月5日に3市の市長が委員となり、ごみの共同処理の推進に関する基本的な事項について協議するため設置されました。

10月4日、鴻巣市役所で「第2回行田市・鴻巣市・北本市ごみ処理広域化協議会」が開催されましたので、その主な内容をお知らせします。

なお、新ごみ処理施設の建設地は鴻巣市内とし、その稼動時期はおおむね10年後を予定しています。

調整項目	調整結果
事業の実施主体 (一部事務組合)	・彩北広域清掃組合を活用する。 ・組合名称は変更する。
広域化の範囲 (共同処理する事務など)	共同処理が決まっている「新しいごみ処理施設の建設」を表記する。
負担割合	・新たな施設の建設費は、人口割100パーセントとする。 ・新たな施設の管理運営費は、今後協議する。
議員定数	行田市5人、鴻巣市5人、北本市4人の定数14人とする。ただし、新たな施設が稼動するとき、再度協議する。
事務所の位置	・新たな一部事務組合の事務所は、小針クリーンセンター内とする。 ・ごみ処理広域化チームは、施設建設地となる鴻巣市内の公共施設に分室として、設置する。
組合が所有している財産	現有財産の維持管理および処分は、行田市、鴻巣市の責任(費用負担含む)で対応する。

▶**問い合わせ** 行田市・鴻巣市・北本市ごみ処理広域化協議会事務局(鴻巣市役所内) ☎501-5831 または 環境課環境業務担当 ☎556-9530

エコライフDAY2013夏の結果をお知らせします

エコライフDAYとは、省エネ・省資源など環境に配慮した一日を送り、簡単なチェックシートで温室効果ガスである二酸化炭素の削減量を把握し、ライフスタイルを見直すきっかけをつくる取り組みです。

市では、市内の小・中学生とその家族に協力していただき、7月1日から7日までの間の一日について実施しました。また、エコライフDAY実施の募集をしたところ、二持田第一自治会、二谷郷新田自治会、持田西自治会、ものづくり大学、行田市民大学から応募があり、期間を設定した上で、実施していただきました。

今回のエコライフDAYにより、削減できた二酸化炭素の量は9,352,393グラムとなりました。これは約3,965リットルのガソリンを燃焼させたときに排出する二酸化炭素の量と同じです。

参加区分※1		参加数 (人)	二酸化炭素 削減量(g)	一人当たり の削減量(g)
小学校低学年 (1～3年生)	児童	1,644	931,069	566
	家族、教職員	3,316	1,726,521	521
小学校高学年 (4～6年生)	児童	1,760	1,685,733	958
	家族、教職員	2,614	2,435,063	932
中学校	生徒	1,527	1,456,733	954
	家族、教職員	408	371,364	910
一般	※2	461	387,288	840
市役所	職員など	476	358,622	753
合計		12,206	9,352,393	766

※1 参加区分によってチェック項目が異なります。

※2 一般は5団体(二持田第一自治会、二谷郷新田自治会、持田西自治会、ものづくり大学、行田市民大学)の合計です。団体別の詳細は市ホームページに掲載しています。

▶**問い合わせ** 環境課環境政策担当 ☎556-9530

雑草の刈り取りはお早めに

空き地の雑草を立ち枯れたままにしておくと、近隣住民の生活環境を害するばかりではなく、見通しが悪くなり交通事故の原因になる可能性があります。また、たばこのポイ捨てなどにより、火災が発生することもあります。

空き地の所有者または管理者は、早めに雑草を刈り取るようお願いいたします。

▶**問い合わせ** 環境課環境政策担当 ☎556-9530

ごみゼロ運動を実施します

生活環境の美化を図るため、全市民参加の市内一斉清掃(ごみゼロ運動)を行いますので、ご協力をお願いします。地区ごとに取りまとめの上、粗大ごみ処理場に搬入してください。

▶**日時** 11月17日(日)午前8時～10時

※雨天の場合は11月24日(日)。なお、雨天などにより中止する場合は午前6時30分前に防災行政無線でお知らせします。

▶**問い合わせ** 環境課環境業務担当 ☎556-9530

不用品情報

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。登録品は無料で、登録期間は3カ月です。

なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に、写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。

さしあげます

- ▷和たんす ▷ガット張り機(硬式テニス用・手動式)
- ▷ソファベット ▷ベビー布団

やぎってください

- ▷大人用自転車 ▷大人用自転車(折り畳み式) ▷自転車(女児用・22インチ) ▷子ども用自転車 ▷ベッド用テーブル(キャスター付き) ▷扇風機 ▷FAX ▷ベビーベッド ▷スチールラック ▷チャイルドシート ▷炊飯器 ▷こたつ ▷液晶テレビ ▷DVDレコーダー ▷電気ストーブ ▷ジューサー ▷足踏みミシン ▷電子ピアノ

▼**問い合わせ** 環境課環境業務担当 ☎556-9530
FAX【553-0792】